



新型コロナワクチンの追加(3回目)接種情報

「追加接種用予診票」の発送時期や、使用が想定されているワクチンなどについてお知らせします。ワクチン接種の詳細は、広報おおさきや市ウェブサイトですら随時お知らせします。

健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム ☎23-5311

接種対象者

- 初回(1回目・2回目)接種を受けた日から、原則8カ月以上経過した人
- 追加(3回目)接種時点で18歳以上の人

ワクチンの交差接種について

初回接種で受けたワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNA(mRNA)ワクチンを用いることとされており、国の承認が済んだファイザー社製ワクチンのほか、モデルナ社製ワクチンについても承認後使用する予定です。国では、交差接種(例えば、初回接種でファイザー社製ワクチンを使用した人が、追加接種はモデルナ社製ワクチンを使用するなど)を検討しています。

追加接種において、初回接種のワクチンと異なるワクチンを使用することの効果や安全性を評価した米国の研究によると、交差接種を伴う追加接種の抗体価の上昇は良好であること、副反応に関しては、初回接種で報告されたものと同程度であり、交差接種と同種接種で差が無いことが報告されています。(厚生労働省ウェブサイトより)

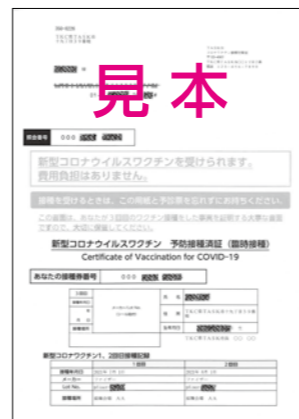
追加接種用予診票の発送

追加接種では、初回接種の際に送付した「クーポン券」に変わり、「追加接種用予診票」を送付します。

接種が可能となる日の3週間前を目安に、市内に住民登録があり、かつ、大崎市内で初回接種を受けた人に、追加接種用予診票のほか、初回接種の記録を記載した「新型コロナウイルスワクチン接種済証」、集団接種日程表や個別接種医療機関一覧を同封し郵送します。



▲追加接種用予診票封筒



▲新型コロナウイルスワクチン接種済証

追加接種用予診票の発行申請が必要な人

次に該当する人は、追加接種用予診票の発行申請の手続きが必要となります。

- ◆他市町村で初回接種を受けた後、大崎市に転入した人
- ◆海外で2回接種を受けた人
- ◆追加接種用予診票が届いた後に紛失してしまった人

大崎市に住民登録があり、2回目の接種を受けてから8カ月経過しても追加接種用予診票が届かない人は、郵送または健康推進課窓口で、追加接種用予診票の発行の申請をしてください。申請受付後、郵送しますので、手元に追加接種用予診票が届くまで1週間程度かかります。

■郵送での申請の場合 追加接種用予診票発行申請書は、健康推進課または各総合支所市民福祉課で配布しているほか、市ウェブサイトからダウンロードし印刷することができます。

市ウェブサイトから申請書を印刷できない場合は、便箋などに同様の内容を記入し郵送してください。

■申請方法 申請書に必要事項を記入し、健康推進課(989-6154 古川三日町2-5-1)に郵送または、持参

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証は大切に保管してください

追加接種用予診票に同封している「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」は、接種の予約の際と接種を受ける当日に使用します。予防接種済証には初回の接種記録を印字しています。追加接種後に接種をした事実を証明する正式な書類となりますので、大切に保管してください。

■注意 「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」の臨時接種とは、新型コロナウイルス感染症の予防接種が、予防接種法に基づく臨時接種として行われていることを示すものです。「正式な予防接種済証が別に交付される」という意味ではありませんので、注意してください。

新型コロナウイルス感染症関連情報

※令和3年12月15日時点の情報をもとに掲載しています。

新型コロナウイルス感染症対策支援情報

中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金

産業商工課景気雇用対策担当 ☎23-7091

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が20%以上減少している事業者、1事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円の支援金を支給します。

詳しくは、市ウェブサイトで確認するか、問い合わせください。

■申請期限 1月31日(月)

▶市ウェブサイトQRコード



中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金(追加交付分)

産業商工課景気雇用対策担当 ☎23-7091

■支給額 1事業者当たり法人20万円、個人事業主10万円

■対象となる事業者 中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金の交付決定を受けている事業者で、かつ、追加交付の申請日以降も市内で事業を継続する意思がある事業者

※交付決定通知の送付先住所へ申請書などを送付しています。

■申請方法 送付した申請書に必要事項を記入し、産業商工課(989-6188 古川七日町1-1)に郵送(当日消印有効)

■申請期限 2月10日(休)

大崎市みやぎ飲食店コロナ対策認証店支援事業補助金(申請期限延長)

世界農業遺産推進課企画調整担当 ☎23-2281

申請期限が2月28日(月)まで延長になりました。県が認証した認証店における地域食材などを使用した取り組みに、最大10万円を限度に支援しています。

詳しくは、市ウェブサイトで確認するか、問い合わせください。

■申請期限 2月28日(月)

▶市ウェブサイトQRコード



大崎市感染症対策商工業振興支援事業

産業商工課商工振興担当 ☎23-7091

国の事業再構築補助金または県の再起支援事業補助金を活用し、前向きな投資を実施する市内の事業者に対し、取り組みを後押しする補助金を支給します。

詳しくは、市ウェブサイトで確認するか、問い合わせください。

■支給額 国の事業再構築補助金:各補助金それぞれの補助率による額(上限あり)

県の再起支援事業補助金:補助対象経費の6分の1の額(上限25万円)

■対象となる事業者 次の要件の全てに該当する事業者①市内に店舗または事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者・個人事業主②国の事業再構築補助金、県の再起支援事業補助金を申請し、令和3年4月1日以降に交付決定を受けていること③交付決定を受けた事業について事業が完了し、額の確定を受けていること④市税を滞納していないこと

■申請方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに産業商工課(989-6188 古川七日町1-1)に郵送(当日消印有効)または持参(市役所東庁舎2階)

■申請期限 3月31日(休)

▶市ウェブサイトQRコード



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(申請期限延長)

社会福祉課生活支援担当 ☎23-6012

申請期限が3月31日(休)まで延長になりました。また、一度支援金を受け取った人に対し、最大3カ月間の再支給制度が設けられました。対象と思われる人には、順次申請書を送付していますが、一定の要件がありますので、確認の上、申請してください。他市町村からの転入などのため申請書を持っていない人は、社会福祉課へ問い合わせください。

詳しくは、市ウェブサイトで確認するか、問い合わせください。

■申請期限 3月31日(休)

▶市ウェブサイトQRコード

